

平成30年度福岡県農林水産物ブランド化推進協議会事業
「県産農林水産物PRイベント（旧 あまおう祭り）」 企画提案公募実施要領

福岡県農林水産物ブランド化推進協議会^{*1}では、福岡県産農林水産物のブランド化を促進するために今年度実施する認知度向上対策の取り組みについて、その受託者を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施します。

※1 福岡県農林水産物ブランド化推進協議会について

福岡県及び県内の農業・畜産・漁業団体が一体となって、福岡県の農林水産物のブランド化を推進するために組織された団体

事務局（窓口）：福岡県農林水産部園芸振興課流通振興係

1 事業の目的

多くの県産農林水産物の出荷が本格化する時期に、県民に対してPRを行い、一層の消費拡大を図る。

2 事業の内容等

「平成30年度県産農林水産物PRイベント企画・運営及び会場設営等業務委託仕様書」のとおり

3 事業実施期間

契約の日から平成30年3月20日まで

4 予算額

11,000,000円以内

5 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する入札に参加できない者に該当しないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者。
- (4) 福岡県競争入札参加者（広告宣伝業者）であること。
- (5) 福岡市又はその近郊に事業所を有すること。

6 企画提案公募スケジュール

(1) 企画提案内容説明会

①日時：平成30年9月11日（火）10:30～

②場所：福岡県庁地下1階 行政3号会議室（福岡市博多区東公園7-7）

※説明会への参加を希望される方（各事業者1名まで）は、参加申込書（様式第1号）を9月7日（金）までにFAX（092-643-3490）にてご送付ください。

企画提案予定事業者は、原則として当該説明会へ参加をお願いします。

(2) 企画提案書類提出期限及び提出先

- ①提出期限：平成30年10月9日(火) 17時必着
- ②提出方法：持参又は郵送 ※電子ファイルでの提出は受け付けません。
- ③提出先：福岡県農林水産物ブランド化推進協議会 井上・坂田 宛
(福岡県農林水産部園芸振興課流通振興係)
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

(3) 企画のプレゼンテーション

応募事業者には、企画内容をプレゼンテーションしていただき、「福岡県農林水産物ブランド化推進協議会事業に係る委託事業者選定委員会」(以下「委員会」という)において、最終審査を行います。

- ①日時：平成30年10月15日(月) 14:00～ (予定)
- ②場所：福岡県庁地下1階 行政10号会議室 (予定)

※応募事業者が多数の場合は、事前に書面審査を行い、通過した事業者のみのプレゼンテーション参加となることがあります。

(4) 受託者の決定

企画プレゼンテーションの審査結果により、受託予定者を決定します。
受託予定者決定通知：平成30年10月下旬 (予定)

(5) 委託契約締結

委託契約締結時には、見積書等、必要書類の提出が必要となります
平成30年11月上旬 (予定)

7 企画提案公募実施手続

(1) 企画提案書類の内容

企画提案の提出様式は、企画提案応募書、企画提案書及び費用内訳書とします。企画提案書については任意様式としますが、別紙「平成30年度ふくおかの食フェス(仮)企画・運営及び会場設営等業務委託仕様書」を御覧の上、次に掲げる事項を必ず盛り込んでください。

- ① イベントタイトル
- ② イベントオープニングセレモニーの実施計画
- ③ イベントのコンセプト
- ④ ステージイベントの実施計画(内容及びスケジュール)
- ⑤ 出展計画(出展候補者及び内容)
- ⑥ 期間中に実施する関連イベントの実施計画(内容及びスケジュール)
- ⑦ 宣伝・広告の内容
- ⑧ イベントの実施体制、運営管理方法
- ⑨ 委託業務を適切に実施するに必要な実績
・同様のイベント等を企画・実施した実績(具体的に記述)
※会場設営のみ等の場合は実績から除外します。

(2) 応募の無効

本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の応募は無効とします。

(3) 企画提案書類の様式及び提出部数

- ・企画提案応募書（様式2号） ——— 1部
- ・企画提案書（A4版、片面印刷） ——— 2部
- ・費用内訳書（項目別に金額がわかるもの） — 1部

(4) その他

- ① 提出された企画書等は委託先の選定のみを使用します。
なお、企画提案書は、情報公開請求を受けた場合、県情報公開条例に基づき、原則として開示します。
- ② 企画書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とします。
- ③ 提出された企画書等は、採用の有無に関わらず返却しません。

8 事業者の選定について

(1) 選考方法

提出いただいた企画提案書についてプレゼンテーションを行い、審査委員会において総合的に審査し、優秀な提案を行った事業者を選定します。

なお、応募事業者が多数の場合は、事前の書面審査を行うことがあります。書面審査において企画内容に著しい差が見られた場合は、書面審査をもって最終審査とする場合があります。

(2) 主な審査項目

- ① 実施計画及び実施体制は、円滑な事業運営が実施できるものとなっているか。
- ② 計画の内容は「平成30年度県産農林水産物PRイベント企画・運営及び会場設営等業務委託仕様書」に適合したものとなっているか。
- ③ 実現性の高い実施内容となっているか。

※審査については非公開としますので、あらかじめご了承ください。

9 契約について

選定された事業者（以下「受託者」）と委託契約を締結します。

(1) 契約にあたっては、選考された提案をもとに細部について協議会事務局と打合せを行うものとします。なお、契約締結に係る諸費用（印紙代等）は、受託者の負担とします。

(2) 委託料には、事業の実施に必要な全ての経費（会場費、人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとします。

ただし、受託者による会合や飲食費や、委託業務とは直接関係のない経費、備品の購入など受託者の財産取得となる経費は対象外とします。

(3) 福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては、「誓約書」を提出することとします。また、契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を解除するとともに違約金を徴収します。

10 事業報告

委託期間満了後、速やかに事業実施報告書を提出してください。なお、事業実施に要した経費については、収支を記載した帳簿を備え経理状況を明確にしておくとともに、事業終了後5年間保管してください。

1 1 問い合わせ先

福岡県農林水産物ブランド化推進協議会（福岡県農林水産部園芸振興課流通振興係）

担当：井上、坂田

TEL：092-643-3486

FAX：092-643-3490